

市の

『ここが知りたい!』

指定管理者制度ってなに?

指定管理者制度は、平成 15 年 6 月の地方自治法の改正により創設された制度です。市が設置している「公の施設」（福祉施設、文化施設、体育施設など）の管理運営は、これまで市が直接運営をするか、市の出資法人や公共的団体に委託先が限られていましたが、株式会社などの民間事業者も管理運営することができるようになりました。

この制度を利用することにより管理に要する人員の削減や民間のノウハウを活かした効果が期待できます。また、市が直営する施設では、使用料金は市の収入となりますが、指定管理者制度を導入した施設の利用料金は管理をしている事業者の収入にすることができます。この結果、管理者は経営努力により収入が増えるため、コストの縮減や、サービスの向上が見込まれます。

行方市で指定管理者制度を導入している施設は「霞ヶ浦ふれあいランド」「老人デイサービスセンター」「高須崎公園」「高須崎公園体験農場」「高須崎交流センター」「観光物産館『こいこい』」「北浦荘」「あそう温泉『白帆の湯』」の計 8 施設です。

市では今後も施設個々の設置目的、効果等を考慮しながら市民サービスの向上や効率的な管理運営の観点から十分に検討した上で指定管理者制度の導入を推進していきます。

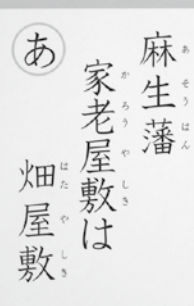
問 政策推進課 0299-72-0811

「なめがた郷土かるた」巡り旅

江戸時代、現麻生小学校の場所に麻生藩陣屋があり、その周囲に藩士の屋敷がならんでいました。その一つが藩の家老職を務めた畑家（麻生藩家老屋敷記念館）です。現存する母屋は、安政 3 年（1856）に火災で焼失し、翌安政 4 年に再建されました。明治 23 年福田家の所有となり開業医として親しまれていました。平成 3 年福田家より麻生町に寄贈され、平成 4 年に表門を含め修復整備しました。上層武家住宅の遺構は、県内にも数が少なく貴重なものとなっています。

麻生藩家老屋敷（麻生地区 県指定文化財）

江戸時代の麻生藩家老・畑家の武家屋敷で、豪壮な入母屋造りの茅葺き屋根が特徴です。主(母)屋は寄せ棟造りですが、正面式台と土間にあたる大棟部は入母屋造りになっています。安政 4 年の建築で、現在は、近隣から「赤門」の名で親しまれている表門とともに、記念館として一般公開されています。平成 20 年に県の文化財の指定を受けました。



行方郷土かるたは 1 組 2,000 円 購入は麻生・北浦・玉造各公民館へ

茨城県青少年の健全育成等に関する条例施行について

青少年に関する条例を全面改正した「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」において、新たに青少年の非行を助長する行為が禁止されています。

○非行助長行為の禁止（第 38 条）【新設】

誰でも、青少年に対し、次の行為を行うよう勧誘したり、強要したりして、青少年の非行や不良行為を助長してはいけません。

- わいせつな行為 ●飲酒、喫煙 ●家出
- 暴行、窃盗、器物損壊
- 薬物の使用 など



【罰則】違反した場合、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

問合せ先：茨城県女性青少年課 TEL 029-301-2183



佐原ひまわり基金法律事務所

家族のこと、お金のこと、不動産のこと
困ったときには何でもご相談ください

弁護士 河合 徹

予約電話番号：0478-79-9181

借金を整理して生活を楽に

あなたのお困りごと無料相談室

債務整理・自己破産・過払金返還請求
不動産登記・会社登記・裁判手続・法律相談

司法書士 黒田 良一

事務所 〒287-0042

千葉県香取市山之辺 1463-7 (国道 51 号線沿い)

電話 0478 (58) 2777 携帯 080-5030-5665